

☎総和庁舎 Tel.92-3111
📍古河庁舎 Tel.22-5111
☎三和庁舎 Tel.76-1511
🏠健康の駅 各課直通電話番号
🏠古河福祉の森会館 各課直通電話番号
各庁舎の住所は29ページをご覧ください

市役所から

施設の臨時休館

■古河福祉の森会館

期日 1月25日(土)・26日(日)、2月8日(土)

問 ④健康づくり課
Tel.48・6882

マイナンバーカード

交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を指定の交付場所に持参してください。申請のサポートも行います。

期日・場所

2月9日(日)…☎市民総合窓口課
受付時間 8時30分～12時
問 ③市民総合窓口課

国民年金保険料の

口座振替制度

国民年金保険料を口座振替でまとめて納付(前納)すると、現金納付よりも割引額が大きくなります。申込時期によって、振替期間が異なります。4月開始の前納の申込期限は2月末(日本年金機構

必着)です。

持参物 年金番号が分かるもの、通帳、口座届け出印

問 ④国保年金課、下館年金事務所
Tel.0296・25・0829

後期高齢者医療制度の

医療保険を使う際の留意点

交通事故など、第三者から受けた傷病について、後期高齢者医療制度の医療保険を使用して治療を受ける場合は、届け出が必要です。

問 ④国保年金課

償却資産(固定資産税)の

申告期限は1月31日です

市内に償却資産を所有している事業者等は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告が必要です。該当資産がない、昨年中に資産の増減がない、昨年中に廃業等をした事業者等も申告をお願いします。申告用紙が必要な事業者等は市ホームページからダウンロードするか、各窓口でお尋ねください。また「eLTAX」による申請を、ぜひ、ご利用ください。

続きをしてください。

更新期限 3月14日(金)

申込 ①古河市社会教育関係団体登録申請書②会則③会員名簿④直近の年間活動報告書⑤直近の予算書と決算書を利用施設へ提出
※様式は各施設、市ホームページにあります。

問 ④生涯学習課

都市計画に関する案の縦覧

案件 道路の変更(県・市決定)、用途地域の変更、防火地域および準防火地域の変更

縦覧期間 1月20日(月)～2月3日(月)

縦覧場所 ③都市計画課
意見書提出期限 2月3日(月)☎
※様式は③都市計画課、市ホームページにあります。
申込・問 ③都市計画課

イベント

文化財防火デーに合わせた
防火訓練の実施

消防署や地域の皆さんのご協力の下、防火訓練を実施します。守り伝えられてきた貴重な文化財を

火災から守り、後世に伝えていきましょう。

日時 1月24日(金)14時

場所 古河公方公園内民家園

問 ④文化振興課

マイステージ

総和地区の各行政区代表者による歌や踊り等の発表を行います。

期日 2月2日(日)

時間 10時15分～14時10分

※開場は9時30分。

場所 ユーセンターKI防水

対象 市内在住の人

定員 200人程度

問 マイステージ実行委員会事務局(☎市民協働課内)

私たちの街・古河市写真展

市内写真クラブ団体による「私たちの街・古河市」にスポットを当てた写真展を開催します。

展示期間 1月13日(月)まで

時間 9時～17時(入館は16時30分まで)「13日は15時まで」

休館日 1月1日(水)・4日(土)・6日(月)

問 古河街角美術館
Tel.22・5911

市施設のネーミングライツ契約を更新しました

市の施設について、ネーミングライツのパートナー企業と契約を更新しました。市民の皆さんにとって親しみやすい施設となるよう、引き続き愛称を広く周知していきます。

問 ⑥財産活用課

対象施設	愛称名	パートナー企業名	期間
北利根北公園	丸勝建設北利根北公園	(有)丸勝建設	令和7年1月1日～ 【5年間】
古河市営駅西口駐車場	前田パーキング駅西口駐車場	前田電気(株)	令和7年1月1日～ 【3年3カ月間】
ユーセンター総和	ユーセンターKI防水	(有)KI防水	令和7年2月1日～ 【3年間】
古河スポーツ交流センター	エイブルスポーツ交流センター	(株)ジーアールエステート	令和7年2月1日～ 【1年2カ月間】

申込 1月31日(金)までに④資産税課、☎市民総合窓口課、③市民総合窓口室、地方税ポータルシステム「eLTAX」で申し込み☎HP
問 ④資産税課
市HP
eLTAX

「いばらきシニアカード」を
お持ちですか

協賛店舗にカードを提示することで、料金割引やポイント加算などの優待サービスが受けられます。

対象 県内在住の65歳以上

申込 ④高齢介護課、☎市民総合窓口課、④市民総合窓口室で申し込み☎

問 ④高齢介護課
Tel.92・4921

児童手当の申請は
お済みですか

児童手当の制度が一部改正されました。未申請の人は、早めにお手続きください。

対象 次の①～③いずれかを満たす人
①高校生年代の児童のみを養育し

ている

②大学生年代以下の児童を含め、3人以上の児童を養育している

③所得上限限度額を超過しているため、児童手当を受給していない
※詳細は、市ホームページをご確認ください。

申込 3月31日(月)までに☎こども政策課、④市民総合窓口室へ申し込み☎
問 ⑥こども政策課

小学校新入学学用品費の
入学前支給申請受け付け

経済的理由でお困りの保護者に、学用品費等の費用の一部を援助しています。入学前支給(新入学学用品費)を2月に実施します。

対象 令和7年度新小学1年生の保護者

申込期限 1月17日(金)☎
申込・問 ④教育総務課

社会教育関係団体の
更新手続き

登録証の有効期限が2025年3月31日の団体は、早めに更新手